

令和6年度
(令和5年分)

市民税・県民税 申告予約受付中!

必ず予約の上、ご来場ください。

事前予約をしていない場合は、申告の受け付けができません。

申告受付日	受付時間	会場	予約期間
3月4日(月)～15日(金) (9日(土)を除く) ※10日(日)は受け付けします。	9:00～15:40	第一本庁舎 5階会議室	3月14日(木) 16:00まで

※市民税・県民税申告の詳細は、市ホームページをご確認ください。

予約方法

①インターネット



市ホームページ▶

川口市 令和6年度 申告

検索

②電話 9:00～16:00 (土・日曜、祝日を除く)

申告予約受付専用コールセンター

048-259-7680

注意

申告に必要なものが足りない場合、予約をいただいても受け付けができません。

申告に必要な持ち物は、市ホームページをご確認ください。ご不安な場合は市民税課までお問い合わせください。

市の会場で受け付けができない申告

以下の申告は市の会場では受け付けできません。税務署会場の詳細は市ホームページをご確認の上、各税務署までお問い合わせください。

- 住宅借入金控除を含む申告
- 営業・不動産所得に関する申告
- 仮想通貨・FXに関する申告
- 土地・建物の譲渡所得に関する申告
- 株式・配当・譲渡所得に関する申告
- 相続税・贈与税・消費税に関する申告
- 令和4年分以前の確定申告
- 準確定申告(亡くなった納税者の収入の申告)
- 雑損控除・退職所得を含む申告

問い合わせ…市民税課

☎048-259-7634・7635・7636・7245 FAX048-258-1684

川口税務署

☎048-252-5141 (代表)

西川口税務署

☎048-253-4061 (代表)

軽自動車などの 廃車・名義変更の 手続きは3月中旬

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日に原動機付自転車(電動キックボード、特定小型原付を含む)、バイク、軽自動車などを所有されているかたに課税されます。軽自動車などを廃棄処分したかた、盗難・紛失されたかた、譲渡したかた、市外に転出したかたで、廃車・名義変更などの手続きを済ませていないかたは、3月29日金までに必ず手続きしてください。

◆原動機付自転車(電動キックボード、特定小型原付を含む)、ミニカー、小型特殊自動車の廃車・名義変更手続きに必要なもの

	廃車	名義変更		
		旧所有者廃車済	旧所有者が廃車していない	
			旧ナンバー:川口市	旧ナンバー:川口市以外
身分証明書(届出者)	○	○	○	○
標識(ナンバープレート)	○	—	—	○
標識交付証明書	○	—	○	○
譲渡証明書	—	○	○	○
廃車申告受付書	—	○	—	—

申請先:市民税課 1番窓口(第一本庁舎4階)

◆以下の車両の手続きは、申請先へ確認してください。

車種	申請・問い合わせ先
125ccを超える2輪車	関東運輸局 埼玉運輸支局 ☎050-5540-2026
3・4輪の軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所 ☎050-3816-3110

問い合わせ…市民税課 ☎048-259-7633 FAX048-258-1684

令和5年分確定申告 納付の期限などのお知らせ

	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税(個人事業者)
納期限 納付の期限	3月15日(金)	4月1日(月)
振替日 振替納税をご利用の場合	4月23日(火)	4月30日(火)
延納分 延納をご利用の場合 ※納期限と振替日は同じです。	5月31日(金)	



注意

申告書提出後に、税務署から納付のお知らせや納付書の送付はありません。



問い合わせ…川口税務署

☎048-252-5141 (代表)

西川口税務署

☎048-253-4061 (代表)